

令和5年度 施策評価シート

施策の大綱	1. 快適さを支える生活基盤の向上	評価担当者
基本施策	(2) 住環境の向上	建設部長 高桐 美智代
目指す姿	市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。	
関連する分野別計画	亀山市住生活基本計画	

■ SDGs

基本施策に関連するSDGsのゴール	1 貧困をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
SDGs推進の考察	民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げするための協定締結や木造住宅の耐震化及び除却等の住宅所有者のニーズに応じた補助支援を実施。また管理不全空き家の所有者に対する適正管理指導等を実施したことで安全で快適な住環境の整備に推進を図ることができた。今後は、住宅、建築、不動産関係団体等とのパートナーシップの構築により、施策の一層の推進を図る必要がある。

■関連する主な事業

(単位:千円)

[illegible]

太字：主要事業

成果指標

指標	単位	現状値		実績値				目標値
				R4	R5	R6	R7	
1	民間借上型市営住宅による供給戸数(累計)	戸	82	R2	90	90		130
2	木造住宅の耐震化率	%	90.3	R2	91.5	92.1		95.0
3	空き家が利活用された件数(累計)	件	23	R2	43	54		70
4								
5								
6								
7								
8								

市民アンケート調査

項目		現状値 [R2]	1次 [R5]	2次 [R6]	市民アンケートの考察
1	快適な住環境が整っている	重要度 1.15	1.26		
		満足度 ▲ 0.09	0.05		
2		重要度			
		満足度			
3		重要度			
		満足度			
4		重要度			
		満足度			

施策推進 [施策の方向]

施策の方向	施策推進に関する考察
① 住宅セーフティネットの確保	老朽化の進む市営住宅からの住み替えのため東御幸町地内で民間賃貸住宅の確保を図った。今後も住み替えを進めるとともに住宅確保要配慮者に必要な住居の提供に努める。
② 安全・快適な住環境の整備	木造住宅の耐震補強工事等に対して補助金、狭あい道路の解消に対して助成金や報償費を交付した。また、宅地等の耐震化を推進するため、国や県と協議を行っていく。
③ 空き家・空き地の対策・利活用	空き家情報バンク制度を通じた適切な空き家情報の提供や空き家改修に対する補助金を交付した。また、空き家の適正管理に対する当事者意識醸成のため助言や指導を行っていく。
④	
⑤	
⑥	
⑦	

総合評価

住宅セーフティネットの確保については、老朽化の進む市営住宅からの住み替えのため、東御幸町地内において民間賃貸住宅5戸の協定を締結し、工事竣工は次年度となるものの住宅確保要配慮者への住居確保の推進が図れた。しかしながら令和7年度末の目標値に対し進捗が遅れている状況であり、引き続き民間賃貸住宅の確保に努める必要がある。安全・快適な住環境の整備については、木造住宅の耐震化に対し無料耐震診断74件を実施し、補強計画9件、補強工事が4件、除却工事は47件に対し、補助金を交付したことにより耐震化率の向上につながった。また、狭あい道路後退用地整備においては、交付金の活用により、前年度に遅れていた後退用地の舗装整備が進捗し、狭あい道路解消の効果が発揮された。空き家・空き地の対策・利活用については、管理不全空家等の所有者に対し行政指導を行った結果、18件のうち9件が解消されたが、管理不全空家等として認定してから一定期間経過していることから、特定空家等も含めた市内の空き家調査を早急に行う必要がある。また空き家の活用促進のため、空き家情報バンクを通じた適切な情報提供や空き家リフォーム支援に係る補助を行い、空き家の利活用の促進が図れたが、空き家情報バンクの登録件数が伸び悩んでおり、今後も空き家の所有者や住宅、建築や不動産および自治会などの各種関係団体に対し、広くPRを行い登録拡大につなげ空き家情報バンクの活用促進に努める必要がある。

B

まずまず進んだ

今後の展開方針

住宅セーフティネットの確保については、民間借上型賃貸住宅の促進を図るためには、民間事業者の協力が不可欠であるが、近年の建築資材の高騰により事業計画の申請につながっていない状況であり、事業者や建築・不動産貸付業者に対し積極的に働きかけ事業促進を図っていく。安全・快適な住環境の整備については、令和6年能登半島地震を受け耐震事業への関心が高まっており、本事業の制度内容の周知を図り、住宅所有者のニーズに応じた補助支援を実施し、耐震性の低い木造住宅の耐震化を促進していく。また、狭あい道路後退用地整備については、適正な予算確保に努め、用地帰属から舗装工事までを確実に実施し、安全な住環境の整備推進を図る。空き家・空き地の対策・利活用については、管理不全空家等が9件あり引き続き行政指導を実施し、さらに特定空家等を含めた空き家調査を実施し、新たに特定空家等を認定する空家等対策協議会を開催し、空き家対策の強化を図っていく。